

2023.3.17 理事会 議決

2023.3.24 評議員会議決

2023(令和 5)年度

事業計画書

社会福祉法人 恵仁福祉協会

高齢者総合福祉施設 アザレアンさなだ

目次

1. 法人の概要	1
2. 沿革（年度）	3
3. 運営理念	8
4. スローガン	9
5. 行動規範	10
I 2023年 事業計画骨子	11
第8期介護保険事業計画	
高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について	13
その他(意思決定、合意形成、職場内情報共有、他)	14
法人の組織図	15
委員会の趣旨	16
II 事業経営	
○総務部の経営計画	17
事務課の経営計画	19
・人事・労務・研修・介護保険事務・庶務	20
・車両・送迎・営繕	21
会計課の経営計画	22
・経理・財務	23
○施設事業部の経営計画	24
施設事業課・地域密着型施設事業課の経営計画	25
・特別養護老人ホームアザレアンさなだ	26
・短期入所(アザレアンさなだ)	27
・大畑サテライト	28
・横尾サテライト	29
・栄養管理	30
認知症対応型事業課の経営計画	31
・萩曲尾グループホーム	32
・下原グループホーム	33
・真田グループホーム	34
・菅平グループホーム	35
・菅平グループホーム共用型	36
○在宅事業部の経営計画	37
通所介護事業課の経営計画	38
・萩の家	39
・デイサービスセンターアザレアン	40
・訪問入浴サービスアザレアン	41

・総合事業アザレアン	42
訪問介護事業課の経営計画	43
・ホームヘルプステーションアザレアン	44
・定期巡回随時対応型訪問介護看護	45
・居宅介護・重度訪問介護	46
・サービス付き高齢者向け住宅アザレアン	47
小規模多機能型事業課の経営計画	48
・大畑の家	49
・新田の家	50
相談支援事業課の経営計画	51
・居宅介護支援センターアザレアン	52
・各事業所所属の介護支援専門員	53
○医療連携部の経営計画	54
医療事業課の経営計画	
・訪問看護ステーション真田	55
・各事業所所属の看護職員 PT・OT・DH・管理栄養士	56
○ナーサリーさなだ(企業所内保育所)の経営計画	57
・ナーサリーさなだ	58
Ⅲ 職員研修会・職員全体会議・4 法人合同研修	59
○10年後のアザレアンを考える会の経営計画	60
○「えぼし会」の計画	61

1. 法人の概要

1. 法人名称 社会福祉法人 恵仁福祉協会
2. 法人代表者 理事長 小林 彰
3. 法人本部所在地 長野県上田市真田町長 7 1 4 1 - 1
4. 設立年月日 平成4年3月31日（設立登記 平成4年4月13日）
5. 社会福祉事業

●第1種社会福祉事業

- ①特別養護老人ホームの経営（アザレアンさなだ、サテライト型居住施設、横尾サテライト）

●第2種社会福祉事業

- ①老人短期入所事業の経営（アザレアンさなだ）
- ②介護予防老人短期入所事業の経営（アザレアンさなだ）
- ③老人デイサービス事業の経営（デイサービスセンターアザレアン）
- ④介護予防デイサービス事業の経営（デイサービスセンターアザレアン）
- ⑤認知症対応型共同生活援助事業の経営（萩・曲尾グループホーム、下原グループホーム、真田グループホーム、菅平グループホーム）
- ⑥介護予防認知症対応型共同生活援助事業の経営（萩・曲尾グループホーム、下原グループホーム、真田グループホーム、菅平グループホーム）
- ⑦老人居宅介護等事業の経営（ホームヘルパーステーションアザレアン、24時間型ホームヘルパーステーションアザレアン）
- ⑧介護予防老人居宅等事業の経営（ホームヘルパーステーションアザレアン、24時間型ホームヘルパーステーションアザレアン）
- ⑨障害福祉サービス事業の経営（アザレアンさなだ(短期入所)、デイサービスセンターアザレアン、ホームヘルパーステーションアザレアン、訪問入浴サービスアザレアン）
- ⑩小規模多機能型居宅介護事業の経営（大畑の家、新田の家）
- ⑪介護予防小規模多機能型居宅介護事業の経営（大畑の家、新田の家）
- ⑫認知症対応型通所介護事業の経営（萩の家・菅平グループホーム共用型）
- ⑬介護予防認知症対応型通所介護事業の経営（萩の家・菅平グループホーム共用型）
- ⑭日常生活支援総合事業の経営（日常生活支援総合事業アザレアン）

●公益事業

- ①訪問看護ステーション真田の経営
- ②介護予防訪問看護ステーション真田の経営
- ③居宅介護支援事業（居宅介護支援センターアザレアン）
- ④訪問入浴介護事業（訪問入浴サービスアザレアン）
- ⑤介護予防訪問入浴介護事業（訪問入浴サービスアザレアン）
- ⑥配食サービス事業
- ⑦宅老所スポットステイ（宿泊）事業
- ⑧訪問介護員養成研修事業
- ⑨地方自治体からの指定管理業務事業
- ⑩有償日常生活支援サービス事業

⑪サービス付き高齢者向け住宅の経営事業

⑫企業内保育所の経営事業

6. 役員

●理事 7名 監事 2名

●評議員 9名

7. 基本財産

●建物

アザレアンさなだ	2, 794. 89 m ²
厨房棟	165. 70 m ²
アゼリア	381. 14 m ²
菅平の家	159. 56 m ²
菅平グループホーム	202. 28 m ²
萩・曲尾グループホーム、萩の家	335. 10 m ²
下原グループホーム	402. 48 m ²
真田グループホーム	199. 02 m ²
新田の家	182. 59 m ²
サテライト型居住施設 大畑の家	698. 29 m ²

●土地

アザレアンさなだ敷地 (7筆)	14, 327. 88 m ²
「菅平の家」敷地 (4筆)	3, 953. 23 m ²
サテライト型居住施設 大畑の家	2, 525. 21 m ²
「萩の家、萩・曲尾グループホーム」敷地 (2筆)	908. 53 m ²

8. 運用財産

●土地

「菅平の家」敷地 (8筆) 4, 333. 42 m²

●建物

サービス付き高齢者向け住宅アザレアン 680. 40 m²
その他 470. 61 m²

2. 沿革(年度)

- 1991年(平成3年) 「社会福祉法人恵仁福祉協会」法人設立認可申請、(財)日本船舶振興会補助金申請「特別養護老人ホームの建築」(9月)
法人設立、登記(3月)
- 1992年(平成4年) 特別養護老人ホームアザレアンさなだ等の建築着工(5月)
特別養護老人ホーム認可
- 1993年(平成5年) 特別養護老人ホームアザレアンさなだ開設(4月)
・特別養護老人ホームアザレアンさなだ 50床
・真田町デイサービスセンターB型15名・E型9名受託
・配食サービス開始(デイサービスB型選択事業)
・在宅介護支援センター運営事業(真田町直営)一部受託
ふれあい福祉健康ゾーン合同竣工式(5月)
- 1994年(平成6年) 訪問入浴サービス真田町単独事業受託
- 1995年(平成7年) 真田町デイサービスセンター受託事業の変更
・B型 → A型(一般型から重度型)
・訪問入浴事業の開始(真田町単独事業から国庫補助事業へ)
・利用人員加算受託(15人 → 21人へ)
・菅平地区サテライトデイサービス事業開始(法人独自事業)
- 1996年(平成8年) 真田町デイサービスセンター受託事業の変更
・デイサービス早朝、夕方の利用延長サービスを開始
・365日ホリデイサービス事業の受託
長野県痴呆性老人先駆的処遇モデル事業受託(長野県単独事業)
・疑似家庭療法(お座敷)
・演劇療法
・徘徊老人への外出支援
(財)日本船舶振興会補助金申請「ショートステイの増築」
- 1997年(平成9年) 真田町デイサービスセンター受託事業
・デイサービスセンターD型の受託(サテライトデイサービス長地区(長生涯学習館)本原地区(本原生涯学習館)傍陽(岡保公民館)菅平(菅平高原国際リゾートセンター))
・キャラバンデイサービス(法人独自事業)
・趣味の集い(法人独自事業)
小規模市町村24時間ホームヘルプ事業の受託(県単独事業)
個室ユニット型ショートステイ棟増築(2月) 10名
長野県痴呆性老人先駆的処遇モデル事業
・逆デイサービス「大庭の家」
・疑似家庭療法(お座敷)
・演劇療法
・徘徊老人への外出支援
訪問看護ステーション真田開設(3月)

- 1998年（平成10年） 曲尾グループホーム委託事業受託（10月） 6名
- 1999年（平成11年） 中原グループホーム委託事業受託（3月） 5名
日本財団補助金交付申請「地域交流施設の増築工事」
- 2000年（平成12年） 介護保険法施行（4月）
指定介護老人福祉施設アザレアンさなだ 50床
指定短期入所生活介護事業アザレアンさなだ 20床
指定通所介護事業デイサービスセンターアザレアン 25名
・サテライトデイサービス（菅平高原国際リゾートセンター/
西部コミュニティーセンター それぞれ9名）
・痴呆専用併設型通所介護事業 10名
指定訪問介護事業ホームヘルパーステーションアザレアン
指定訪問看護ステーション真田
指定居宅介護支援事業 居宅介護支援センターアザレアン
指定痴呆性高齢者共同生活介護事業
・曲尾グループホーム 6名
・中原グループホーム 5名
指定訪問入浴介護事業 訪問入浴サービスアザレアン
地域交流施設アゼリア竣工（2月）
・カフェ&ギャラリーSaana（エイブルアートギャラリー）
・地域交流スペース
・在宅介護支援センター
介護予防生きがい支援事業受託
・配食サービス「つつじ弁当」
真田町独居用高齢者集合住宅管理事業受託
小型自動車振興会車両整備補助申請・交付
日本財団訪問入浴車助成申請・交付
- 2001年（平成13年） 指定痴呆性老人共同生活介護事業（真田グループホーム 5名）
指定通所介護事業定員の変更（25名 → 35名）
アザレアン移送サービス（（株）アート梱包運輸協力）開始
- 2002年（平成14年） 中原グループホーム定員の変更（5名 → 6名）
宅幼老所（単独型通所介護、訪問介護、居宅介護支援事業）の開設
・「戸沢の家」（11月） 10名
・「大庭の家」（11月） 10名
日本財団訪問入浴車助成申請・交付
- 2003年（平成15年） アザレアンさなだ開設10周年記念式典（9月）
宅幼老所定員の変更（戸沢の家、大庭の家 10名→12名）
痴呆併設型通所介護事業休止
宅幼老所の開設
・「荒井の家」（3月） 12名
通所介護事業所事業変更

- ・町原公民館（サテライト） 9名の追加
- 2004年（平成16年） 宅幼老所の開設
 - ・「南天神の家」（11月） 12名
- 2005年（平成17年） 宅幼老所の開設
 - ・「菅平の家」（4月） 12名
 - サテライト型拠点施設「大畑サテライト」の開設（12月）
 - ・特別養護老人ホーム本体より8床移転（10床）
 - ・指定短期入所生活介護 4床
 - 宅幼老所の開設
 - ・「大畑の家」（12月） 12名
 - 宅幼老所の開設
 - ・「山口の家」（2月） 12名
- 2006年（平成18年） 地域密着型サービスへの移行
 - ・認知症対応型共同生活介護（曲尾、中原、真田）
 - ・地域密着型介護老人福祉施設「大畑サテライト」
- 2007年（平成19年） 小規模多機能型居宅介護の開設
 - ・「大畑の家」（5月）登録18名・通い9名・泊まり3名
 - 地域福祉空間整備交付金を活用して「菅平グループホーム」の整備を開始（9月竣工 平成20年5月開設予定 定員6名）
- 2008年（平成20年） 小規模多機能型居介護の開設
 - ・「国分の家」（7月）登録18名・通い9名・泊まり3名
 - ・「南天神の家」（2月）登録18名・通い9名・泊まり3名
- 2009年（平成21年） 日本生命財団高齢社会先駆的事業助成（10月～）
- 2010年（平成22年） 「地域包括ケアモデル事業」上田市より受託（10月～）
- 2011年（平成23年） 地域包括ケアモデル事業「憩いの郷」（上原自治会）開設（8月）
 - 居宅介護支援センターえん 上田市常田に移転（9月）
 - 夜間対応型訪問介護「24時間型ホームヘルパーステーションアザレアン」の開設（11月）
- 2012年（平成24年） 社会福祉法人恵仁福祉協会創立20周年記念式典（5月）
 - 黒澤正憲初代理事長胸像建立除幕式（5月）
 - 建築基準法・消防法改正に伴うグループホーム新築移転（5月）
 - ・中原グループホーム(中原自治会)から
 - 下原グループホーム(下原自治会)へ
 - ・真田グループホーム(真田自治会)から
 - 真田グループホーム(真田自治会)へ
 - ・曲尾グループホーム(曲尾自治会)から
 - 萩・曲尾グループホーム(萩自治会)へ
 - 宅幼老所の廃止・認知症対応型通所介護の開設（6月）
 - ・大庭の家 廃止（サロン大庭へ移行）
 - ・萩の家 開設（萩・曲尾グループホーム併設）

- 地域支え合い体制づくり連携事業
- ・「サロン大庭」(大庭自治会)開設 (7月)
 - アザレアンさなだ浴室の大規模改修(7月)
- 2013年(平成25年) 「デイサービスセンターアザレアン」と「訪問入浴サービスアザレアン」を統合 管理者兼務(12月)
- 大畑の家・サテライト型居住施設にスプリンクラー設備を設置(1月)[長野県・上田市 介護基盤緊急整備特別対策事業]
- 2014年(平成26年) 地域密着型特養「横尾サテライト」開設 (4月)
- 小規模多機能型居宅介護の開設
- ・「新田の家」(5月) 登録18名・通い12名・泊まり4名(南天神の家サテライト)
- 認知症対応型共同生活介護の増築
- ・「下原グループホーム」(5月) 定員6名(既存「下原グループホーム」定員6名×2ユニット)
- [上田市介護基盤緊急整備特別対策事業]
- 2015年(平成27年) 宅幼老所「山口の家」の廃止(3月)
- 有償日常生活支援サービス事業の開始(11月)
- 厨房棟新築(12月)
- 2016年(平成28年) 宅幼老所「菅平の家」の休止(3月)
- ・サービス付き高齢者向け住宅アザレアンの開設(10月)
 - ホームヘルパーステーションアザレアン事務所の移転(10月)
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の開設(11月)
- 宅幼老所「戸沢の家」の休止(12月)
- 2017年(平成29年) 南天神の家・国分の家にスプリンクラー設備を設置(2月)
- [地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付(先進的事業支援特例)事業]
- 日常生活支援総合事業アザレアンの開設(9月)
- 2018年(平成30年) 地域交流施設アゼリア改修・1階多目的ホール(9月)
- 地域交流施設アゼリア改修・1階喫茶Saana(9月)
- 地域交流施設アゼリア改修・2階企業所内保育所(11月)
- 宅幼老所「荒井の家」廃止(12月)
- 宅幼老所「戸沢の家」再開(11月)
- 2019年(平成31年・令和元年)
- 小規模多機能型居宅介護「国分の家」休止(9月)
- 小規模多機能型居宅介護「国分の家」廃止(3月)
- 2020年(令和2年) 宅幼老所「戸沢の家」休止(7月)
- 緊急時発電設備設置・改修工事(アザレアンさなだ) (8月)
- [長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備事業]
- 自家発電機設置(真田、下原GH・南天神の家) (11月)
- [上田市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業]

- 長野県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金支給事業
(12月)
- 2021年(令和3年) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助事業(介護分)(3月)
- カフェアンドギャラリーSaanの営業終了(4月)
- 居宅介護支援センターえん 休止(4月)
- サテライト型拠点施設「大畑サテライト」短期入所2床閉鎖
長期入所10床から12床へ(4月)
- 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業(1月)
- 長野県地域医療介護総合確保基金事業(介護従事者確保分)ICT導入
支援事業(7月)
- 長野県地域医療介護総合確保基金事業(介護施設整備分)(7月)
- 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業(1月)
- 萩の家、萩曲尾グループホーム敷地(2筆)取得(2月)
- 宅幼老所「戸沢の家」廃止(2月)
- 居宅介護支援センターえん 廃止(3月)
- 小規模多機能型居宅介護「南天神の家」廃止(3月)
- 2022年(令和4年)日常生活支援総合事業アザレアン移転(4月)
- 上田市学生等地域就職促進奨学金変換支援事業補助金交付(4月)
- 業務用空調設備2基入替(長期入所ユニット)(9月)
- [社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業]
- 一般財団法人福利厚生共済会申請(9月)
- 社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給申請(12月)
- 社会福祉法人恵仁福祉協会 創立30周年記念事業(12月)
- 防災協定の締結(取引業者6社)
- クラウドファンディング事業(CF信州・READYFOR)
- 両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コ
ース)(11月・1月)
- サービス継続支援事業費補助金交付申請(2月)

3. 運営理念 「人として 幸せに 安心して 生きる日々を 大切に」

理念とは、理想的な介護、客観的な知識、事実裏打ちされた理論、そして、アザレアンさなだのすべての役職員の信念（思い）が統合されたものです。

そのため、理念は、具体的な実践ができる理論的な裏づけがなければ意味を持ちません。さらに、仕事に従事する者は、これらの理念を熟知し、日常の業務活動に反映させることが大切です。理念を前提に、事業所や職場に適応し成長し改善する姿勢が重要です。

アザレアンさなだの理念は、平成11年度に「アザレアンさなだの本質」を繰り返し展開した結果、生まれた13の要件をまとめたものです。その要件とは、

(1)生活の継続

住み慣れた地域やバックグラウンドにこだわり、住み替えやサービス利用でその人らしさが失われないようにします

(2)サービスタイミングと量の確保

適時、適量のサービス提供で、生活上のリスクを最小限にとどめる予防を進めます

(3)人づくり

理念を知り、その実現のために実践する人づくりを行います

(4)地域の信頼

地域の期待に応え、地域の信頼を得るようにします

(5)個別性

一人の人として認める「まなざし」を持ちます

(6)見守り

手をかけず、目を離さず常に見守る姿勢、態度を意識します

(7)仲間

地域で暮らす仲間、活動を共にする仲間、同じ思いを持つ仲間を大切にします

(8)自由の選択

自由は放任ではない事を理解します

(9)権利の尊重

人として尊重されるべき「権利」、その人が本来持つ「力」の存在を引き出す援助を心がけます

(10)サービスの選択

課題が明確にされ、何をどうしたいのかという葛藤に焦点を当て、「選択」に意味を持つ事を理解します

(11)サービスの質と量の確保

生活支援は包括的なサービス提供が前提です。そのためにはサービスの種類、質、量の確保は絶対条件です。したがって、「この程度でいい」は「その程度の暮らし」でしかないということを意識します

(12)本人の意思の尊重

「こうありたい」という意志がどのような場面、状態にあっても、あることを信じることから始まります

(13)人間理解

生活支援はその人を「知る」ことから始まります

4. スローガン

1. 「「理念」と「組織」と「人づくり」を一体に」

アザレアンさなだが掲げる理念は、高齢者支援の本質を述べるものであり、我々が悩み、困惑したときに立ち返ることの出来るものです。その理念を具現化することが、組織の役割・使命となりますが、そのため「組織」をどのような体制に組み立てて運営していくのかということが重要になります。そして「組織は人なり」と言われるように、「人づくり」が組織力の要になると考えます。

つまり、理念を共有し、理念の具現化に向けたモチベーションの高い人をどれだけ育成するかが組織の生命線になります。

法人では、職員一人一人のやるべき事が、事業計画、職務分掌、職能要件により示され、法人から職員への期待と、目標に向けた達成度を確認しながら個々が成長する仕組みがあります。これは、職員一人一人の作業が、より質の高いアザレアンさなだを作りあげていくためには必要であることを意味します。

2. 「ご利用者様本位で解りやすく、利用しやすく、迅速に、親切丁寧に」

高齢者福祉の課題は介護に特化されるものではなく、様々なニーズによって成り立っています。

社会福祉によって救済される必要のある事案と、自立支援のための社会サービスの利用が未だに混同し、「福祉サービス」として曖昧に取り扱われています。そこで、福祉サービス提供者として「説明責任」をもって提供し、曖昧な中でサービス提供が行われないように注意を図る必要があります。

特に社会福祉によって救済される必要のある事案には、市町村からの援助が適切に受けられる様に、当事者の立場に立って情報提供や制度活用、権利擁護や代弁等を行い、生活支援、介護支援、医療支援、経済支援等を包括的に提供していきたいと考えます。

3. 「NO」と言わず、まず「YES」から始める

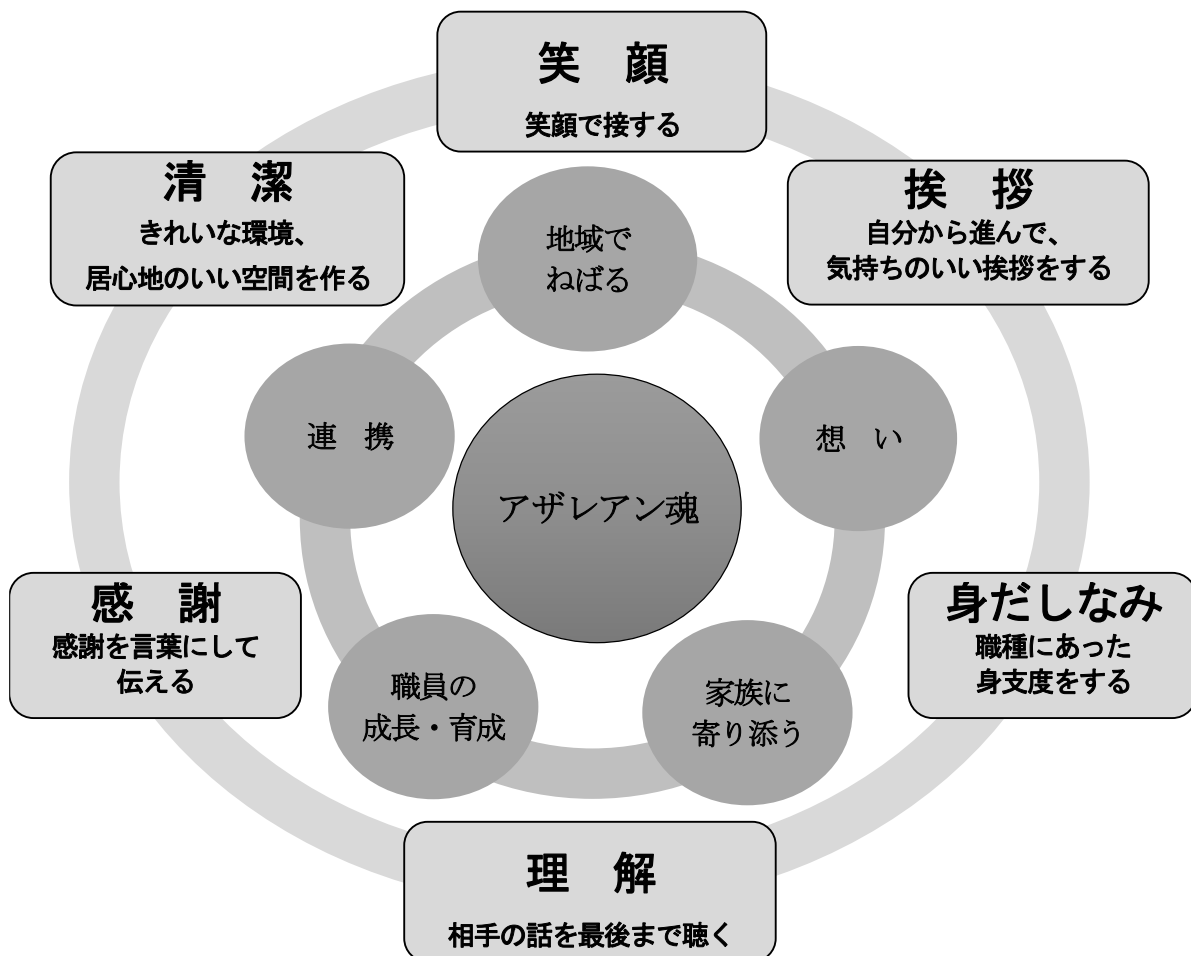
社会福祉法人の使命は、我々の都合でサービスを創り、提供することではなく、ご利用者様の気付くことができない「あるべき姿」の提案から出発していかなければなりません。

もし、法人の方針や体力が未成熟で、個々の要求に対して「NO」と言えば、法人、施設、ご利用者様、地域社会の成長も望めません。

「していないこと」ことを「出来ていない」には決してしないこと、まずは「YES」からはじめること、考え工夫することを地域への約束とします。

- ・笑 顔 笑顔で接する
- ・挨 拶 自分から進んで、気持ちのいい挨拶をする
- ・身だしなみ 職種にあった身支度をする
- ・理 解 相手の話を最後まで聴く
- ・感 謝 感謝を言葉にして伝える
- ・清 潔 綺麗な環境、居心地のいい空間を作る

《アザレアン魂を体現する6つの実践》



○はじめに

2022年は法人の30周年記念事業があり、職員の皆様、地域の皆様、関係者の皆様のご協力により様々な取り組みをすることが出来ました。2023年1月からは皆様の笑顔あふれるカレンダーを見ながら温かい気持ちで仕事に邁進しているところです。

ところでこの3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響があり、私達の生活も一変しました。現在もその感染力は衰えず、感染予防対策は必要ですが、今までと違うのは「withコロナ」の時代になったという事です。様々な自粛のみだけでなく、しっかりと予防をし、自分達の生活も守っていくという時期に入ったということです。ただ法人としてはご利用者の健康を守るという観点から、面会も自由にできず、職員の皆様にとっても自分達が媒介者になってはならないという使命感から、常に緊張した毎日が続いていることに変わりはありません。

また、昨年度は新型コロナウイルス感染症によるクラスターが複数事業所から発生し、事業所の閉鎖、利用控え等により経営状態は悪化してしまいました。しかし2023年度は新たな気持ちで下記に示す3つの事業計画骨子を立てさせていただきましたので、同じ目標をもって共にこの一年歩んでいきたいと思えます。

1. 全ての職員が新たな自分を発見し自らを高められる1年にします

昨年30周年を迎え、新たなスタートである2023年度は、今まで法人の為に支えてくださった役員や地域の皆様に感謝するとともに、今まで以上に職員ひとりひとりの想いに耳を傾け、1つ1つの提案を大切に、未来に向けて一緒に法人を成長させる1年にしていきます。そのためには、

- ① 毎日明るく元気な挨拶ができる
- ② 言われなくても自分で考え行動できる
- ③ 新しいことでも進んで取り組める（チャレンジできる）
- ④ 報・連・相がしっかりできる
- ⑤ 誠実な仕事をする
- ⑥ 自己研鑽し自分自身を高めていく

以上の6項目を一人一人が日々実践し続けることで実現できると思っています。

2. 優しさに包まれた介護・支援に取り組みます

2022年4月から障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置、虐待防止責任者の配置及び職員に対する研修の実施が義務付けられましたが、新聞紙上等では虐待や人権侵害の報道を目にすることが多くなっています。同じ福祉サービスに携わるものとして、自分自身の仕事に責任と誇りをもって取り組まなければならないと感じています。これからもご利用者の声を聴くことを心掛け、高い倫理観と正しい知識を持ち、根拠を持った技術でご利用者と向かい合い、安心と信頼と期待に応えていきます。

3. 地域の一員として繋がり、地域に貢献します

地域に点在している各事業所が今まで培ってきた地域との絆をさらに高め、より強固なものになるよう地域行事には可能な限り参加します。透明性を担保するためにも地域の皆様にホームページや、真田生き生きふるさと通信等を通じて法人の活動を発信・紹介していき、顔の見える関係づくりに取り組んでいきます。

今後万が一、地域に災害が発生した場合であっても、ご利用者様に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築するために、2022年度には地域の企業の皆様と防災協定を結ぶことが出来、心強い応援団となっていただいております。また避難訓練等の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。皆様と共に「安心して暮らせる地域づくり」を目指していきます。

○第8期介護保険事業計画（2021年度～2023年度3ヵ年計画）をふまえて

第7期介護保険事業計画から、保険者に介護予防等の「取組と目標」の記載が必須となりました。同様に都道府県が作成する介護保険事業支援計画にも、これを支援する「取組と目標」の記載が必須となりました。さらにこれら「取組と目標」は、毎年度の実績を踏まえて自己評価し、その結果を都道府県や厚生労働省に報告するとともに、各自治体において公表することが求められます。

第8期介護保険事業計画では、令和3～5（2021～2023）年度の3年計画として、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて計画に位置付けます。

○高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

（令和2年6月30日付事務連絡 厚生労働省）

・感染拡大防止に向けた取組

高齢者施設における感染拡大防止を図るため、4月7日付事務連絡等に基づく取組を引き続き進めます。

ご利用者様に対しては、感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から入所者の健康の状態や変化の有無等に留意します。

・感染者等が発生した場合に備えた人材確保

高齢者施設において感染者等が発生した場合、感染者である職員は入院若しくは自宅療養又は宿泊療養、濃厚接触者である職員は自宅待機となりますが、これにより職員の不足が生じたケースが考えられます。このような場合、勤務体制の変更、同一法人内での職員の確保、都道府県を通じた応援職員派遣、関係団体や近隣施設からの応援等により対応が行われます。

緊急時に備えて、平時より応援体制を構築しておくことが求められることから、都道府県においては、平時より介護保険施設等の関係団体と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、感染者等が発生した場合の人材確保策を講じていきます。

高齢者施設においても、感染者等が発生した場合等に備え、人員体制に関する施設内・法人内等の関係者等と相談しておくこと等が考えられます。

○高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

（令和2年6月30日付事務連絡 厚生労働省）

・高齢者施設における平時の対応等

高齢者施設の管理者等は、感染者や濃厚接触者が発生した場合等に備え、個室管理や生活空間等の区分けに係るシミュレーションや、人員体制に関する施設内・法人内等の関係者との相談、物資の状況の把握を行うとともに、感染者等が発生した場合の対応方針について、入所者や家族と共有をしておくこと等を考えていきます。

○その他

(1) 意思決定、合意形成、職場内情報共有

理事会（5月、7月、10月、1月、3月）、 評議員会（定時、随時）
運営協議会（年1回 7月）、 第三者委員会(3~4ヶ月に1回)
運営会議（毎月1回、随時） 理事長・常務理事・参与・部長、 経営会議（毎月1回、随時）
課長以上、 総務部会議（毎月1回、随時）、 拡大運営会議（10月 半期の見直し、
2月 次年度の計画） 係長以上
職員全体会議（年2回、随時）、職員研修会(毎月、録画視聴形式導入)
ケアカンファレンス、サービス担当者会議、入居判定委員会（年2回）
人材プロジェクト会議(トータルな人材マネジメントシステム構築)

(2) 地域、行政との連携

①運営推進会議（2ヶ月に1回）

地域密着型サービス事業所等の自治会毎に設置し、ご利用者様、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的とします。

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護 医療連携推進会議（6ヶ月に1回）

関係機関、地域住民との意見交換

(3) 委員会活動

委員会活動では、目的の明確化、部署間の職員の連帯、法人全体の業務改善に向けて、各事業所でのグループ活動の上位機関として委員会を設置し活動します。また、委員長会を立ち上げ、法人全体の委員会の統一化を図ります。

※各委員会の趣旨（別紙参照）

(4) サービスの質の向上

①サービス評価（自己評価・第三者評価）の受審

②苦情処理委員会の運営

③情報公表制度の受審（各事業所に備える情報の整理）

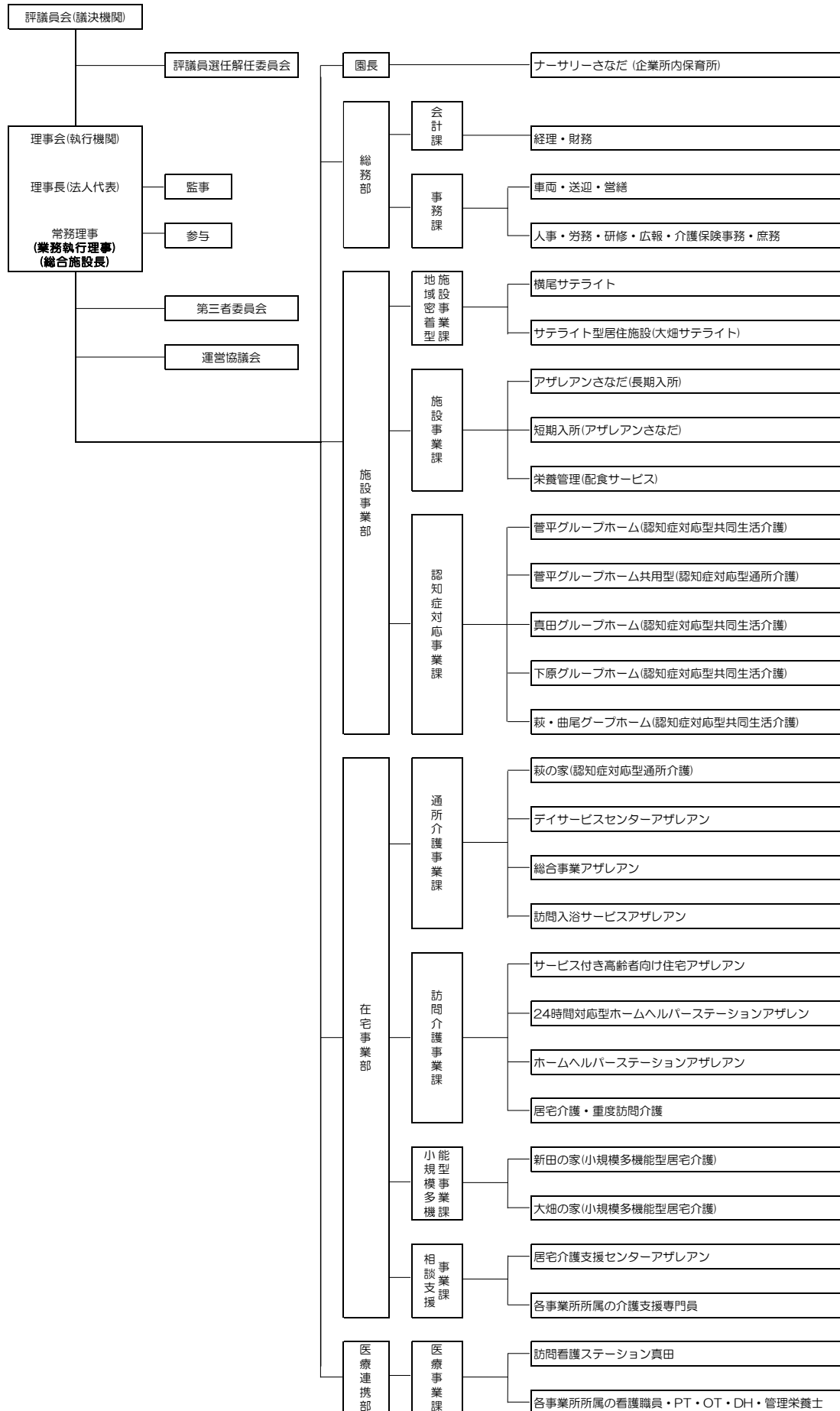
④個人情報保護に関する指針の徹底

(5) 対外事業

- ・みまき福祉会・依田窪福祉会・大樹会と協同の「4法人合同研修会」等を実施
- ・認定NPO法人「新田の風」の活動との連携
- ・NPO法人「長野県・宅老所GH連絡会」の活動への協力
- ・一般社団法人「全国認知症介護指導者ネットワーク」の活動への協力
- ・NOP法人「全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会」の活動への協力
- ・かりがね福祉会・上田市社会福祉協議会真田地区センター・NPO法人さなだスポーツクラブ・真田の郷まちづくり推進会議と共同の「さなだ支え合い会議」の活動
- ・かりがね福祉会・上田市社会福祉協議会真田地区センターと共同の「にじいろカフェ」（こども食堂）の活動
- ・上小圏域小規模多機能事業所連携会への参加(法人数11、事業所数15)
- ・上小圏域グループホーム相互評価会「フレンド会」への参加(法人数7、事業所数13)
- ・公益財団法人「日本認知症グループホーム協会」の活動への協力

○法人の組織図

社会福祉法人恵仁福祉協会 組織図 2023.4.1



各委員会の趣旨

委員会	趣 旨	委員長 計画
倫理・人権委員会 (モラル・研修委員会)	倫理綱領に従い専門職としてサービスを提供できているか検証を行います。職員が行う事例研究等に対して倫理的な配慮のもとに実施されているか審査を行います。	太田・兼宗 ご利用者様に極上のサービスが提供できているかのアンケートを実施検証し職員の意識向上に努めます。
衛生委員会	職員の腰痛や転倒事故等の労災事故防止に向け巡視や危険予知活動などの安全衛生活動を行います。 (月1回の委員会を実施する)	志賀・小池 毎月の開催で各事業所の問題点を抽出し、対応策や改善策を検討していきます。
安全委員会 (事故)	主に車両事故防止に向けた教育と事故検証を行います。	依田・加藤・唐澤 交通安全週間に合わせ年4回の委員会を実施し、事故防止・安全運転の意識の向上に努めます。
安全委員会 (防災)	各事業所の防災対策意識を高める活動を行います。福祉防災施設として機能するための準備を行います。	田中広・西藤・宮島 3か月に一度委員会を開催し、職員の防災・減災意識を高め有事に備えます。
広報委員会	真田生き生きふるさと通信の広報誌を活用し、法人への理解を深めてもらう活動を行います。ホームページへの掲載事項の更新を行います。	靄見・尾澤・土屋 年4回の通信を発行することで地域の皆様にアザレアンさなだを知ってもらえるよう努めます。
感染症対策委員会	ご利用者様、職員に対する感染予防・食中毒予防のための取り組みを行います。企業所内保育所に向け全職員に関心をもってもらうためにも食育を進めていきます。	佐藤・片山 2か月に1回(状況により適宜)委員会を実施し感染・食中毒予防を徹底します。また職員研修では企業内保育所へ向け食育についても取り上げていきます。
地域支え合い委員会 (ボランティア委員会)	地域で活動する団体と協力し交流を深めるための活動や住みよいまちづくりのための活動を行います。	小林克・工藤・酒井 さなだ支え合い会議と連携し地域に向けたイベントに参加し協力します。
リスクマネジメント委員会	介護事故への対応と処理に対してのルール作りを行います。	山口・上野 事故の検証と事業所間の事故報告の共有を行い、事故防止に努めます。
身体拘束適正化委員会 (虐待防止委員会)	ノーマライゼーションと人権尊重の理念のもと、法人一体となり身体拘束廃止に向けた取り組みを行います。	栗林・纒沢 アンケートや研修を通してご利用者への関わり方をアップデート出来るように、身体拘束・虐待防止の意味や方針を考える機会を提供していきます。
褥瘡予防・栄養委員会	食の重要性と安全に関わる勉強会を行います。 (食事形態・栄養・メニューに関する事) 褥瘡の理解を深め褥瘡予防を各事業所に広める取り組みを行います。 困難事例の検討を通して具体的な治療・ケアを共有します。	池上・五十嵐 3か月に1回、委員会を開催し、褥瘡予防の理解を深め、事業所への発信を行っていきます。